

仕様書

自動運転の実現は、自動車産業の振興はもとより、高齢者等の移動支援など社会課題の解決にもつながることから、県では 2016 年度から先導的に自動運転の実証実験を積み重ねてきた。

引き続き、社会実装に向けた取組を更に加速させるため、都心において定期運行を行う。さらに先進的な技術の高度化を図り、ハイレベルな運行形態の確立を目指す。

1 業務名

「自動運転運行事業」実施委託業務

2 事業目的

都心において自動運転の定期運行を実施する。

3 業務の内容

(1) 定期運行及びより高度な社会実装を見据えた自動運転技術の高度化に係る計画の策定

県が提示する下表「実施ポイント」に沿った形で、テーマを設定すること。

また、より高度な社会実装に向けて定量的な目標値を5つ以上設定すること。なお、目標値には自動運転率に加え、自動運転技術の検証項目を2つ以上含むこと。

選定に当たっては、現行の法制度（道路交通法、道路運送車両法等）に基づく手続きに係るスケジュールや道路管理者、施設管理者及び地域住民等の理解が得られることを前提として、運行可能なルートを選定すること。

なお、地域における移動ニーズや課題等に対応した、想定される具体的な事業スキームやより高度な社会実装に向けた技術検証内容を提案すること。

また、当事業の実施にあたり、自動運転社会実装モデル調査事業を県が別に契約する予定であることから、当該受託者へ検証に必要な情報、データを提供するなど協力、連携を行うこと。

[実施ポイント] 長期間の実運行において運行形態の確立を目指す。

実施場所	・名古屋市内
自動運転技術等	・自動運転技術を活用したモビリティサービスの社会実装に資する先端的な技術を提案すること（走行技術面、運行管理、ユーザインタフェース等含む）。 ・走行に際しては、名古屋市内の幹線道路の車速に沿って走行可能で、他車と協調出来る機能を有すること。
運行者	・交通事業者または自動運転システム事業者
運行期間	・社会実装を踏まえた運行計画とすること。 ・県との協議の上、STATION Ai の開業に留意したスケジュールで、運行を開始すること。 ・運行日時は毎週月曜日から金曜日までの5日間（祝日、年末年始（12

	月 29 日から 1 月 3 日) 除く) の午前 10 時から午後 5 時を基本とし、 県と協議の上、ニーズに応じた運行時間とすること。
選定車両	・地域の移動ニーズに対応する形で車両を選定すること。
経路	・名古屋駅周辺から鶴舞 (STATION Ai) の間のいずれかの経路 (公道) で、幹線道路を含むこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の歩行者等が検知できない悪天候等により自動運転機能を適用できない場合は、STATION Ai 利用者の輸送手段としての役割を果たすため、可能な限り手動運転にて運行を行うこと。 ・乗客がない場合も可能な限り自動走行させること。 ・利用者及び運行者にとって利便性の高い乗車予約システムを導入すること。 ・乗客へのアンケート調査等を行い、運行の改善や社会受容性向上に活用すること。 ・STATION Ai に入居するスタートアップとの連携 (自動運転に関するセミナーの実施等) を行うこと。

※「公道」とは、道路交通法 (昭和 35 年 6 月法律第 105 号) 第 2 条第 1 項で規定する「道路」の通称として用いている。

(2) 自動運転の定期運行の実施

(1) で選定したルートにおいて、想定する運行形態を明らかにした上で定期運行を実施するとともに、実用化に向けた技術面等の課題やその解決策の技術検証を行うこと。

定期運行・技術検証の実施に際しては、関係法令、関係官庁の指導に準拠すること。

(3) 定期運行の成果報告書の作成

定期運行を通じて得られた、社会実装に向けた技術面等の成果・課題・対応策について取りまとめること。

上記の成果報告書とは別に、県公式 Web サイトに実施結果を縦覧するための要約版を作成すること。

(4) その他

県担当者からの求めに応じて、業務管理計画の作成、あいち自動運転推進コンソーシアムでの報告を行うこと。

4 委託業務に当たっての留意点

(1) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を 1 名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(2) 受託者は、成果物の著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ) を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。

ること。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。

- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行に当たっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 実施主体は、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- (6) 社会実装に資する試乗モニター、アンケート調査が実施できるよう定期運行の計画を策定すること。
- (7) 所管官庁等の試乗機会の確保、マスコミへの定期運行・技術検証の情報発信に協力すること。
- (8) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (9) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (10) 本委託業務は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書及び愛知県が求める資料を提出しなければならない。
- (11) その他
 - ア 実施にあたっては、関係法令に沿い、関係機関との調整を適正に行うこと。
 - イ 地元市町村や施設管理者等に対して、実施結果等をフィードバックすること。
 - ウ 県等の関係者の試乗対応を適宜行うこと。
 - エ 広報、取材への対応を適正に行うこと。
 - オ イベント等での本事業PRに車両展示も含め積極的に協力すること。
- (12) 上記(1)から(11)については、再委託先においても適用する。

5 納入場所

愛知県経済産業局産業部産業振興課次世代産業室又は指定する場所

6 成果物

- ・成果報告書（3部）及びその電子データ（県の指定するデータ形式）
- ・上記の成果報告書とは別に、県Webサイトに実証結果を縦覧するための要約版（20ページ以内を目安）3部及びその電子データ（県の指定するデータ形式）
- ・その他県と協議の上、県が指定するもの